

社会教育生涯学習事業体系

	公 的	社 会 教 育 活 動(中央館計画)	地区館実践	課題と学習	民間活動		
(04答申) 生涯学習	急社会変 (46答申)	家庭教育 ・幼児家庭教育学級 ・明日の親学級	} (学社連携) 中央館が地区館を指導	・事業・活動プログラム	(2017地方創生方針)		
	生涯教育 (56答申)	学校教育 ・PTA家庭教育学級			地域文化形成 ・子どもと若者の 人間形成と地域文化	カルチャーセンター	
		社会教育 ・成人-- 学級 講座 教室 ・高齢者-- 学級 講座 クラブ シルバー人材	成人式		・地域共同性の醸成	通信講座	
	職業教育(働き方)	・団体-- サークル研修 ・公開大学講座	市民大学 自立化支援		・講座プログラム ・学習プログラム	・地域の伝統文化等 文化力の創造・継承 (音楽文化等)	
	リカレント教育	・市民カレッジ	ボランティア育成 実践活動		・会議の運営・指導 (地区学習圏会議)		
	まちづくり学習	・まちづくり活動	会議 学習会 講座開催		・実技講習(広報、HP等) ・アプリ活用講習会		資格講座 専科教室
	情報活用学習	・情報講座 情報機器の活用 ソフトウェアの活用			・講演・講座・プログラム ・組織活動支援(団体支援)	・組織力・マネジメント力	専修専門学校 大学公開講座
(09NPO法)16-20法人法改正 時代に対応する学習	・教養講座	政治・社会・経済、組織論 歴史・文化 音楽・芸術 組織マネジメント、法人化助言					

* 上記表は、社会教育の生涯学習化への移行期(平成4年)職員主事部会で整理されたものを元に
公民館の施設統合、再生化を契機に中央館での事業計画を明確化し、地区館での業務の定型化を図るものである。

したがって、中央館職員の業務は、各事業等の目的・活動を明確に説明し、地区館職員の実践を「部会研修会」を通してプログラム等の指導・支援をする。

地区館職員は、公的機関の職員研修・講習会に参加し、また中央館職員(社会教育主事)のプログラム編成・実践の指導・助言を行う。

従来は、国社研、県公連、館長会、主事部会が任・役割(研修会)を担っていた。再編を契機に職員専任態勢の復活をさせる。

主事等専任職員の役割(専門職員の配置と研修体制)

- ・職員研修会、主事養成講習会、プログラム編成指導・相談、実践方法の研究・指導
- ・時代に対応する活動の研究(リカレント教育)、業務対応の研究(経営化・マネジメント)
- ・地区館業務の遂行と窓口業務の委託。

・庶務・経理の励行、窓口業務(施設サービスのシステム化)、活動相談の改善

公民館の課題と学習(20条社会教育事業の推進、23条政治、宗教、営業活動の禁止)

地域文化形成

- ・子どもと若者の人間形成と地域文化振興
- ・地域の共同性の醸成(コミュニティ形成とリカレント教育)
- ・地域の伝統文化等文化力の創造・継承
(音楽文化振興 → 新しい文化ホールづくりへ)
- ・地域組織のマネジメント力

施設の管理・運営の委託(法に基づく社会教育事業と施設提供等サービスの区別化)

社会教育施設の所管に関して

社会教育事業は、主として公民館、図書館、博物館において行われているが、公民館が自主事業として実施する各種の講座は、学校における教育活動と同様に人格形成に直接影響を与えるものであり、対象が成人であったとしてもその内容については政治的中立性の確保が必要となる。また、図書館、博物館についても、図書や展示資料の選択についても政治的中立性が要請されるものである。

社会教育施設の所管に関しては、地方公共団体の長へ改めてもよいとする指摘がある一方で、社会教育施設は多様で自主的な教育活動を涵養・助長することを目的とするものであり、政治的中立性の確保等の観点からも教育委員会の所管が望ましいという指摘もある。

社会教育施設の管理及び整備に関する事務については、これらを踏まえ、学校施設の管理及び整備に関する事務について地方教育行政の組織及び運営に関する法律の特例が構造改革特別区域で認められたこと等を考慮して検討する必要がある。

社会教育行政については、近年、地域づくりの観点や福祉の観点、男女共同参画の観点、青少年の健全育成の観点など首長部局との関係も深く、首長部局で担当する場合は、他の行政分野における諸施策との連携・協力を通じて、地域の多様な社会教育活動が一層促進されるとともに、社会教育行政における新規事業の立ち上げが活性化するなどの利点も見込まれる。

また、このような社会教育活動の広がりや他の行政との関連性の広範さからすれば、首長において所管するそれぞれの行政分野の取組にも相乗効果を上げることが期待できるとの考えもある。

このような考え方から、現在でも、社会教育に関する事務については、一部の自治体では、地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づき、教育委員会の事務の一部を首長に委任したり、首長部局の職員に補助的に行

わせたりする方法により、首長部局がこれらの事務を執行している事例も見られる。

社会教育に関する事務については、学校教育との連携や生涯学習社会の構築の観点から、学校教育行政と一体として担当することの利点が大きいものと考えられる。

一方、自治体の組織編制における自由度を拡大する観点から、地方自治体の実情や行政分野の性格に応じ、自治体の判断により、首長が担当することを選択できるようにするなど弾力化を図っていくことも一考に値すると考えられる。

ただし、その場合は、

社会教育行政が首長部局の他の行政分野の中で埋没し、憲法で保障された教育の機会均等の原則や教育基本法第 1 条で規定された教育の目的を学校教育以外の領域で実現するという社会教育行政の本来の目的が見失われることがないよう、前述のように教育の特性への配慮について引き続き担保する何らかの仕組みを検討する必要がある。

今後の地方教育行政の在り方について（平成 25 年 12 月中央教育審議会答申）

この点、教育に関する事務の中で首長から独立して執行する必要があるものとは、特に教育の政治的中立性や、継続性・安定性の確保が求められるものであり、**教育内容、教科書採択や職員の人事など** 公立学校教育に関する事務は、**当然に教育行政部局が担当すべきものとして、存置すべきである。**

また、社会教育についても、公民館、図書館等の社会教育施設で行われる各種事業は、学校における教育活動と同様に人格形成に直接影響を与えるものであり、**対象が成人であったとしてもその内容は政治的中立性の確保が必要であり、教育行政部局が担当するものとして存置すべきである。**

未来創生館は、いろいろな公共施設をリノベーションし、集合する公共サービス施設ですが、今回の場合は、教育事業に係る公民館、図書館の事業が、この創生館施設に組み込まれ、他の施設と同様に管理・運営を一括して運営しようとする計画の要です。

その、手法が、一般化しつつある社会教育施設の首長部局への移管化ですが、公民館や図書館の設置法令根拠が、他の一般公共施設とは異なることから、未来創生館は、一般公共施設と教育機関施設とを合わせた2元の「設管条例」によって運営されることになるのであろう。

ここら辺の整理が、12月議会に提案される、公民館・図書館の「設置・管理条例の改正」や未来創生館の「設置条例」ということになるものと思われます。

未来創生館と言っても、これは従来の一般的に言われる「生涯学習センター」と同様な意味合いで、したがって未来創生館は生涯学習センター的な「理念条例」でせいびする、ということになりましょう。

そこで、公民館、図書館の行う教育事業を除き、施設の管理運営部分（施設提供・窓口業務）と、他の施設の管理・運営は、PFI推進会社のSPCに業務委託されるものです。

すなわち、公民館、図書館は、従来通り教育委員会の教育事業として推進され、施設の貸出等窓口業務、施設の管理運営は、未来創生館施設として運営されていくのが自然ではないだろうか。

いま、教育委員会では、公民館の今後の運営について、公民館運営審議会にその課題を諮問し、「中央館としての役割・使命」などについて答申を得るべく、研究・協議（ワークショップ）が進められております。

すなわち、中央館では、
専門職員を配し、地区館を含め、職員の専門性涵養の研修会の実施を以前のように復活させる。

時代に対応する事業を考慮し、従来の6領域に係る地区館事業の充実、学者連携のイノベーションを図る
地域文化形成、共生、及び振興策の提案を行う
指定管理者の運営、指導、調整、監査の推進

などの審議が期待されています。

PFI事業は、財政の経済性、効率性によって進められる首長部局の「未来創生館」の論理に対し、十分な理論的な社会教育論も十分に研

究し、公民館・図書館の使命を十分認識し、コミセンとの差別化を明確にし、教育委員会の教育的な配慮を社会教育事業に反映させるべきでしょう。

社会教育振興に熱心な先進自治体では、地域の市民活動として様々な公民館活動が提案されています。

(現状認識)

既に、公民館はコミセン化しつつある現状の中、ますます疲弊化しています。

公民館経営に専門家が配されていない現状に、その原因があります。

かつては、公民館や社会教育課に配される職員は、社会教育に識見を有する専門職で、研修制度も充実し、市民の教育活動を支援する市の行政施策の軸に位置付けられていました。全国的にも大変、高い評価をされる社会教育活動でした。

今回の施設統合、再編計画は、単に施設・整備の面ばかりでなく、これからの習志野の社会教育樹立の重要な課題であること、です。

たとえば、公民館を縮小、廃止するのではなく、少子化によって発生する空き教室棟を活用し、学校教育を補完、支援する社会教育体制を築いていくのも、今後の解決課題であります。まさに、学社連携による地域教育体制の樹立につながるかもしれません。

生涯を通しての人間の教育陶冶の考え、いわゆる生涯学習論の本質的な部分を見失わず、市民の人格形成の糧としていきたいと思料します。